

松野町国土強靱化地域計画

令和 2 年 1 1 月

松野町

目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第1節 計画の目的	1
第2節 基本目標	1
第3節 本計画の役割と位置付け	2
第4節 計画期間	2
第5節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第6節 基本的な進め方	4
第2章 対象とする災害と被害想定	5
第1節 本町の特性	5
第2節 対象とする自然災害	8
第3章 脆弱性評価	12
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	12
第2節 脆弱性評価を行う施策分野	12
第4章 脆弱性評価及び推進方策	15
第5章 重点プログラムの設定	55
第6章 計画の推進	56
【 用語解説 】	57

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による風水害の頻発や激甚化、南海トラフ地震などの巨大地震の発生等が懸念されており、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月施行）」（以下、「基本法」という。）に基づき、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土・産業政策も含めた総合的な国土強靱化を推進しています。国では「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）（以下、「基本計画」という。）を策定し、平成30年12月に変更しました。また、愛媛県においても、「愛媛県地域強靱化計画（平成28年3月）」を策定、令和2年3月に見直し、国土強靱化に関する施策を推進しています。

本町においても、平成30年7月豪雨等の近年発生した災害から得られた知見を反映するとともに、南海トラフ巨大地震等により甚大な被害を出さないよう、従来の「事後対策」ではなく、あらゆる危機を想定した備えを行う「事前対策」を重視し、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進するため、松野町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

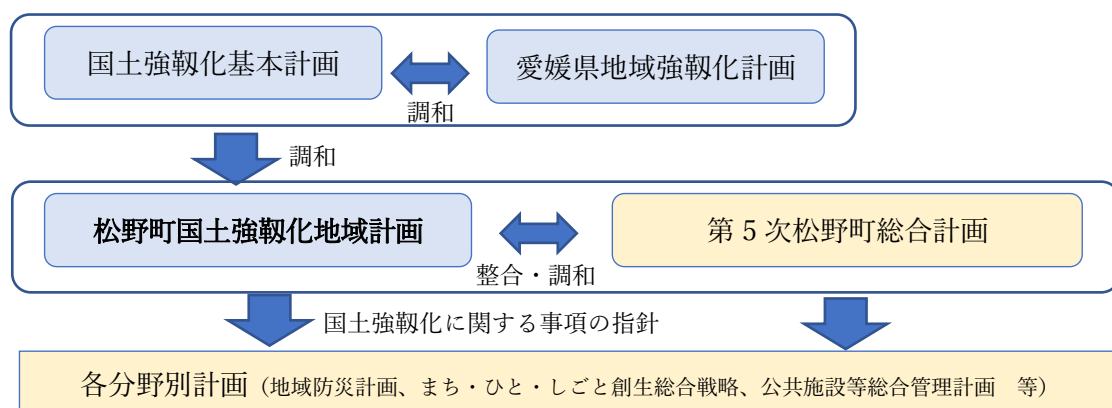
第2節 基本目標

本町は、町民、地域、企業及び国・県等と協働して、下記の4つを基本目標とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進します。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

第3節 本計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたり、本町の総合計画と整合・調和が図られ、国土強靱化に係る部分については、地域防災計画など様々な分野別計画の指針となります。本計画を手引きとし、関連計画を順次見直ししながら必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。



【参考】国土強靱化基本法（抜粋）

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第4節 計画期間

本計画は令和2年度（2020年度）から、令和6年度（2024年度）の5年間とします。計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

第5節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、迅速な復旧・復興等に向け、以下の基本的な方針に基づき推進します。

1 国土強靱化の取組姿勢

- 町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から検証しつつ取り組みます。
- 短期的な視点によらず、時間管理概念と証拠に基づく政策立案（EBPM）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組めます。
- 地域特性を活かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

2 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせた効果的な施策の推進、そのための体制を早急に整備します。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と町民、企業が連携及び役割分担し、協働して取り組みます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

3 効率的な施策の推進

- 行政需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、財源の効率的な使用による施策の持続性、重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用、施設の維持管理等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- 国、県の施策、民間資金の積極的な活用を図ります。

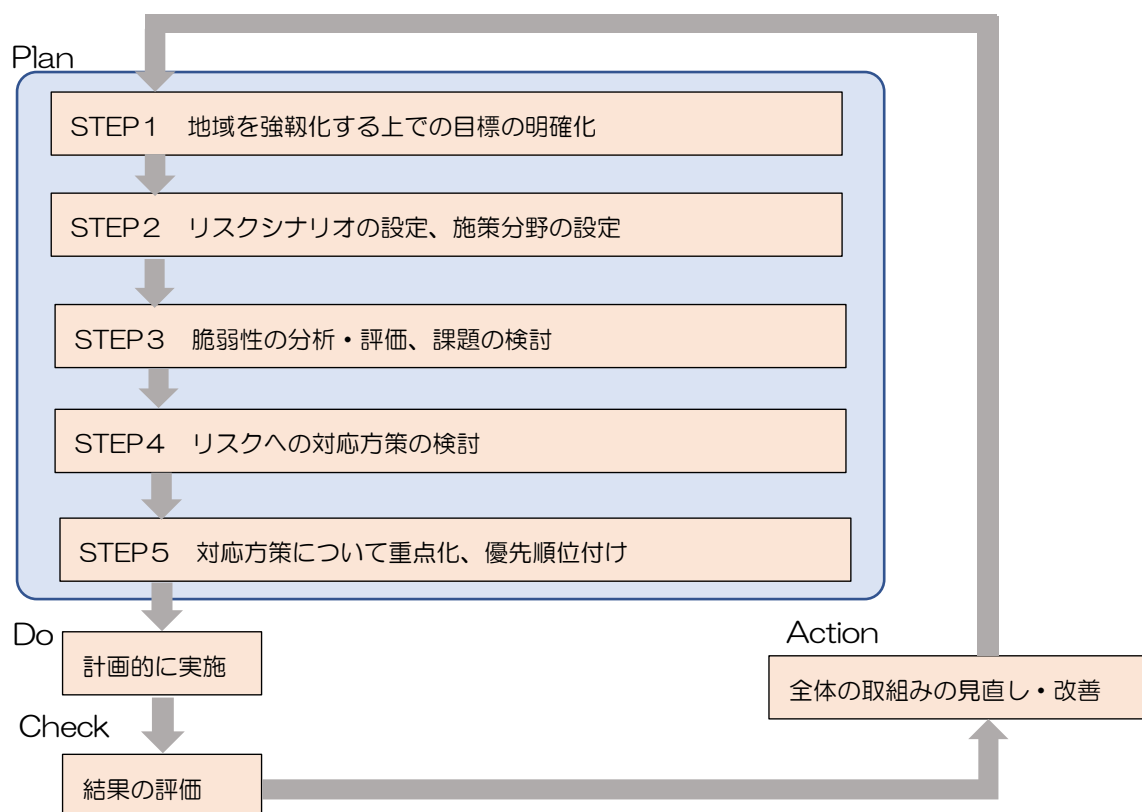
4 個々の特性に応じた施策の推進

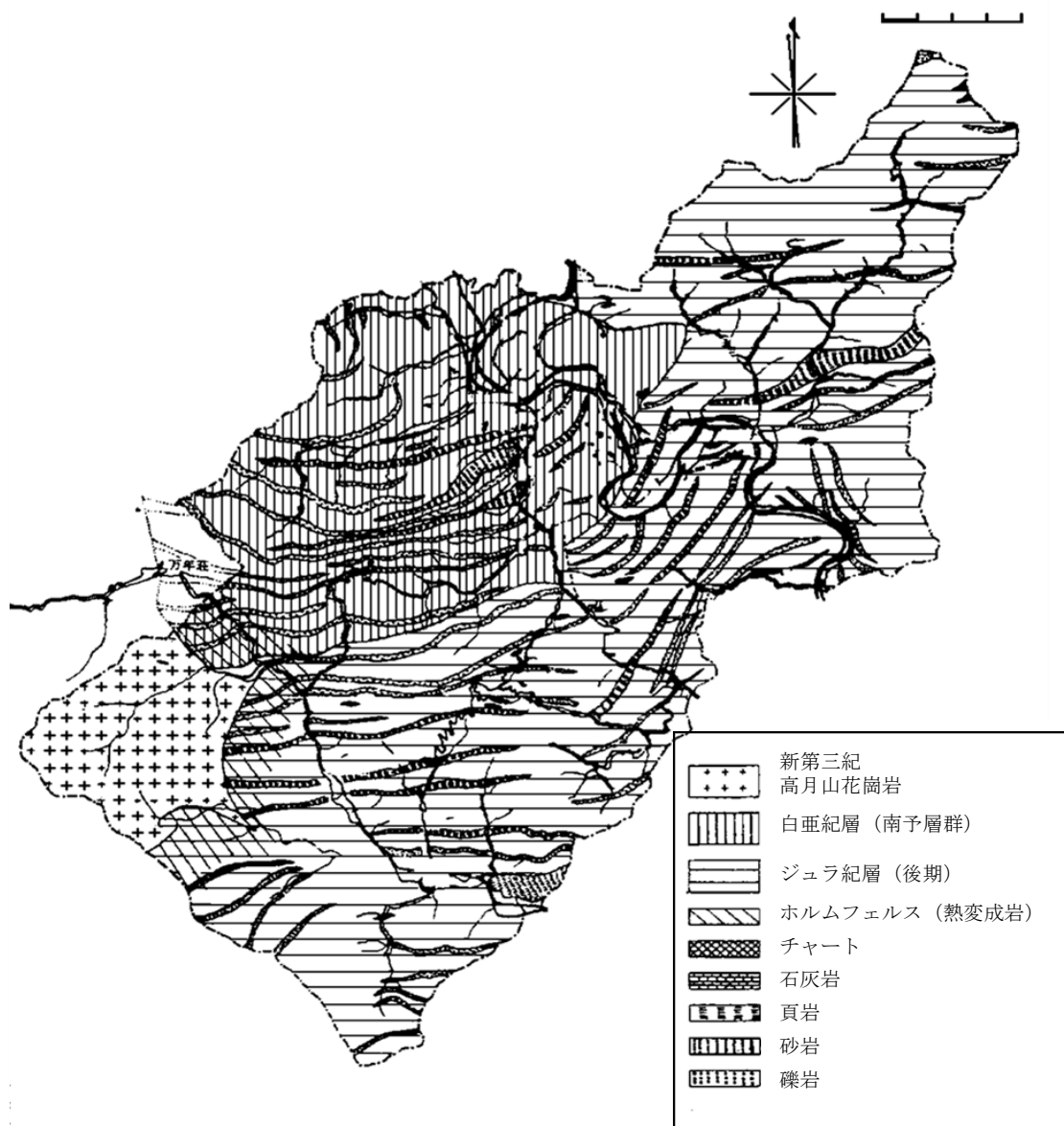
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- 環境との調和や景観の維持に配慮し、自然環境の有する多様な機能を活用するなど自然との共生を図ります。
- 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組を推進します。

第6節 基本的な進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、次のとおりPDCAサイクルを繰り返して進めます。

■基本的な進め方





2 気象

気象条件は年間を通じて比較的温暖で多雨の太平洋型ですが、鬼が城山系で宇和海と隔てられているため比較的寒暖の差が激しく、冬季は季節風が強く厳しい寒気に見まれ、夏季は高温多雨となります。また、地形と河川の関係からしばしば濃霧が発生します。

本町の日黒（国土交通省の観測所）の2010～2019年の10年間では、年降水量の平均は2,913mmと瀬戸内海の地域に比べ多雨であり、日最大降水量は261mm、日最大1時間降水量は59mmとなっています。なお、夏季の降水量は長期的に増加する傾向がみられ、地形・地質が複雑、脆弱で、台風の通り道でもあることから、土砂災害や河川の氾濫など災害への備えが求められます。

観測所「目黒」（国土交通省中村河川国道事務所）

年	年降水量	最大月 (mm/month)		最大日 (mm/day)		最大時間 (mm/h)	
	(mm/year)	降水量	生起月	降水量	生起月日	降水量	生起日時
2010	2,559	433	6 月	163	5 月 23 日	32	7 月 29 日 2 時
2011	3,104	698	9 月	248	9 月 20 日	43	9 月 16 日 18 時
2012	2,908	689	6 月	170	6 月 21 日	31	8 月 14 日 7 時
2013	2,064	537	10 月	134	10 月 24 日	40	9 月 4 日 7 時
2014	3,472	1,037	8 月	201	8 月 9 日	56	7 月 10 日 4 時
2015	3,178	528	6 月	179	8 月 25 日	51	8 月 25 日 5 時
2016	2,806	632	6 月	197	9 月 20 日	55	9 月 19 日 1 時
2017	2,472	513	10 月	187	9 月 17 日	54	9 月 17 日 14 時
2018	3,490	1079	7 月	261	7 月 7 日	59	7 月 7 日 8 時
2019	3,072	557	7 月	222	9 月 7 日	45	9 月 7 日 9 時

3 人口構造

平成 27 年の国勢調査による本町の総人口は 4,072 人で、昭和 60 年に比べ約 29% の減少、世帯数は 1,675 世帯で約 3 % の減少となっています。

年齢別でみると、平成 27 年は年少人口が 354 人 (8.7%)、生産年齢人口が 1,984 人 (48.8%)、老年人口が 1,726 人 (42.5%) となっています。老年人口の割合は、平成 17 年と比べ 8.7 パーセントポイント増加し高齢化が進行しており、要配慮者への対応も考慮した防災対策を推進していく必要があります。

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口 (人)	5,682	5,325	5,038	4,906	4,690	4,377	4,072
世帯数	1,727	1,673	1,711	1,773	1,815	1,748	1,675
年少人口 (15 歳未満)	人	1,075	923	759	636	577	471
	%	18.9	17.3	15.1	13.0	12.3	10.8
生産年齢人口 (15～64 歳)	人	3,533	3,206	2,937	2,753	2,528	2,274
	%	62.2	60.2	58.3	56.1	53.9	52.0
老年人口 (65 歳以上)	人	1,074	1,196	1,342	1,517	1,585	1,632
	%	18.9	22.5	26.6	30.9	33.8	37.3

4 社会的条件

本町には、広見川沿いに J R 四国・予土線「しまんとグリーンライン」と主要道として国道 381 号が通り、町中央部に県道西土佐松野線、目黒川沿いに県道滑床松野線があります。広見川の沖積低地や河岸段丘に松丸地区、吉野地区の市街地が形成され、支流の谷底平野の山麓沿いに住宅が点在します。河川沿いの住宅地は浸水被害、商店や住宅が隣接する地域は地震時の建物倒壊による道路閉塞や延焼火災、山麓沿いの住宅はがけ崩れや土石流等の被害も想定されます。

第2節 対象とする自然災害

1 風水害

本町は、その多くを山地が占め脆弱な地質構造であることから、台風等の豪雨による土砂災害にたびたび見舞われています。本町の土砂災害警戒区域箇所数は 286 箇所（令和元年度末）で、急傾斜地の崩壊、土石流等が発生するおそれのある危険箇所を多く抱えています。

また、広見川は蛇行が著しく、流下能力が過小であるため、梅雨前線や台風により降水量が多くなる6月～9月にかけては、豪雨により流量が急増し、護岸等の決壊や氾濫等による浸水被害が発生しています。

平成30年7月豪雨では、7月3日から降り続いた大雨の影響で7日に広見川等が氾濫し、町内で床上浸水が123軒、床下浸水が112軒の被害が出ました。また、各所で土砂崩れが発生し道路が通行止めとなるなど、ライフラインにも甚大な被害が生じる近年経験したことのない災害となりました。

なお、広見川については、浸水被害が度々発生している松野町蕨生地区から鬼北町興野々の区間において、平成元年度から年超過確率1/50に対応する河川改修事業が実施されています。

■平成30年7月豪雨による被害状況等について（第56報）（愛媛県災害対策本部）

地 域	床上浸水	床下浸水	計
松 丸	4	15	19
延野々	45	50	95
吉 野	67	28	95
蕨 生	5	15	20
富 岡	2	2	4
目 黒		2	2
計	123	112	235



▲広見川洪水状況（虹の森公園付近）



▼保健センター駐車場の浸水状況

2 地震

本町では、南海トラフ沿いの 100 年～150 年周期で繰り返すプレート境界地震の発生が切迫しています。白鳳（天武）地震（684 年）から、M8 クラスの大地震が少なくとも 9 回起きており、近年では既往最大の宝永地震（1707 年）、安政東海・南海地震（1854 年）、昭和東南海（1944 年）・南海地震（1946 年）が発生し、昭和東南海・南海地震から既に 70 年以上が経過しています。直近の昭和南海地震(M8.0)では、県内で死者 26 人、負傷者 32 人、住家全壊 155 棟等の被害が発生し、本町では家屋被害はなかったものの、地盤に変動が起こり、井戸水が涸れるところが出たと記録されています。

また、安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、フィリピン海プレート内部（深さ 40～60km）で発生する地震として、1649 年以降に M6.7～M7.4 の地震が 6 回発生しており、近年の代表的な地震は 1905 年の芸予地震（M7.2）、2001 年の芸予地震（M6.7）です。

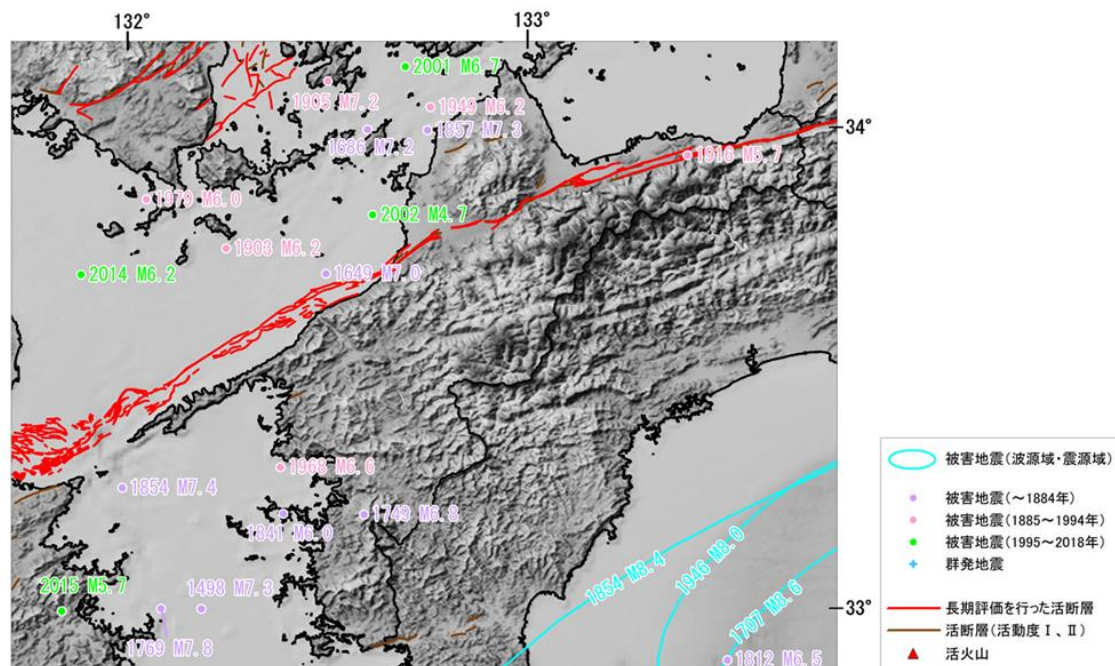
中央構造線断層帯の過去の活動については、四国東端の鳴門市付近から愛媛県伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲で、16 世紀に最新活動があったと推定されています。

地震調査研究推進本部による、地震発生確率等の評価は以下の通りです。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30 年以内)
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9 クラス	70%～80%
プレート内地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	6.7～7.4	40%程度
中央構造線断層帯	伊予灘区間	8.0 程度 もしくはそれ以上	ほぼ 0%

（算定基準日：2020 年 1 月 1 日）

【愛媛県とその周辺の主な被害地震】



出典：地震調査研究推進本部

地震想定結果

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表しています。愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にはほぼ全域が含まれているほか、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、「愛媛県地震被害想定調査」として震度分布、津波浸水想定や人的・物的被害等を公表しています。

主な想定地震	M	町内の最大震度
南海トラフ巨大地震	9.0	6 強
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	7.4	5 弱
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）	8.0	5 弱

被害想定【南海トラフ巨大地震（陸側ケース）の被害想定】

本町において、最大の被害が想定される南海トラフ巨大地震（陸側のケース）の被害想定は概ね次の通りです。

震度	最大震度 6 強（震度別面積割合 6 強 45.6%、6 弱 54.4%）
液状化	農業被害面積 793,290 m ² 液状化危険度：極めて高い 0.0% かなり高い 1.4% 高い 5.8% 低い 0.0% かなり低い 92.9% 「危険度が高い：A ランク」
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所 235 箇所／全 263 箇所 山腹崩壊危険地区 29 箇所／全 45 箇所 地すべり危険地区 1 箇所／全 1 箇所
建物被害	全壊棟数 924 棟（揺れ、液状化、土砂災害、地震火災） 半壊棟数 1659 棟（揺れ、液状化、土砂災害） ブロック塀・自動販売機等の転倒 227 件、屋外落下物 914 件
人的被害	死者数 56 人（建物倒壊 55（うち家具等 1）、土砂災害 1、火災 0） 負傷者数 479 人（建物倒壊 478（うち家具等 22）、土砂災害 1、火災 0） 揺れに伴う自力脱出困難者 81 人
ライフライン	断水率（直後 99.8%、1 日後 99.6%、1 週間後 98.2%、1 ヶ月後 56.6%） 停電率（直後 99.9%、1 日後 87.1%、1 週間後 66.7%、1 ヶ月後 6.1%） 固定電話不通回線率（直後 99.9%、1 日後 92.0%、1 週間後 27.8%、1 ヶ月後 16.7%） LP ガス容器転倒率 3.7%、ガス漏洩率 2.6%
避難者	全避難者数：1 日後 1,071 人、1 週間後 1,882 人、1 ヶ月後 2,755 人 避難所避難者数：1 日後 642 人、1 週間後 941 人、1 ヶ月後 826 人 帰宅困難者：267 人 孤立集落：14 集落

※「愛媛県地震被害想定調査（最終報告）」

3 想定するリスク

本計画で対象とする「想定するリスク」は過去に発生した大災害をはじめ、今後、高い確率で発生が懸念され、特に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの災害を対象とします。

想定するリスク	理 由
地 震	○本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、最大で震度6強が想定されています。 ○今後30年以内に南海トラフでM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%（令和2年1月1日現在）となっており、地震発生の危険性は年々高まっています。
風水害 (土砂災害)	○本町は台風等の豪雨による浸水、土砂災害に見舞われた経験があります。特に平成30年7月豪雨では大きな被害となっています。 ○近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、県内各地で集中豪雨による被害も激化しています。

第3章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	最大限の人命保護	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	(1)	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	長期にわたる孤立地域の発生
		(3)	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
		(4)	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺
		(6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
3	行政機能の確保	(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	情報通信・情報サービスの確保	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5	経済活動の機能維持	(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
		(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、交通等の早期復旧	(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止
7	二次災害・複合災害の抑制	(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生
		(2)	有害物質の拡散・流出
		(3)	農地、森林等の荒廃
8	強靱な姿で復興する条件の整備	(1)	災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ
		(3)	生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

第2節 脆弱性評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、5つの「個別施策分野」、3つの「横断的施策分野」を設定し評価を行います。

個別施策分野（5項目）	横断的施策分野（3項目）
① 行政機能、消防等、防災教育	① リスクコミュニケーション
② 住宅、国土保全、土地利用	② 老朽化対策
③ ライフライン、交通、エネルギー	③ 地域づくり
④ 産業、環境	
⑤ 保健医療・福祉	

■推進方針（取り組み）の項目一覧

地域強靱化を行うために必要な推進方針を、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、次の項目に整理します。

1 最大限の人命保護

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	○住宅・建築物等の耐震化 ○空き家対策 ○電柱、ブロック塀等に対する対策 ○火災対応 ○災害対応能力の向上 ○南海トラフ地震臨時情報への対応
(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生	○河川堤防等治水施設の整備、管理 ○防災ハザードマップの作成、情報提供等の実施 ○土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定の推進 ○農林業保全施設等の整備

2 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保

(1)	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○応急給水・燃料供給体制の整備、非常用備蓄の促進 ○救援物資受入体制の整備 ○緊急輸送道路などの災害対応力の強化
(2)	長期にわたる孤立地域の発生	○孤立集落対策の実施
(3)	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	○救助・救急機関等との連携の強化 ○消防機関の災害対策用資機材や情報通信基盤の充実
(4)	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	○帰宅困難者等への対策 ○観光客の帰宅困難対策
(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺	○医療機関の稼働対策や重傷者の広域搬送 ○保健衛生活動や福祉支援体制の強化
(6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生	○避難所の運営体制の充実 ○感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備 ○広域火葬体制の構築

3 行政機能の確保

(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	○事業継続計画（BCP）の推進 ○災害対策本部の機能強化、災害対応力の強化 ○通信・情報システムの充実
-----	----------------------------	---

4 情報通信・情報サービスの確保

(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○防災拠点施設等における停電対策 ○通信事業者との連携強化
(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ	○災害関連情報の伝達手段の多様化 ○防災・減災意識の向上等 ○適切な避難行動の呼びかけ ○災害時要支援者対策

5 経済活動の機能維持

(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下	○事業者の事業継続計画（BCP）策定支援 ○事業活動の再開に向けた支援体制の整備
(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	○食料等の供給体制の確保 ○物流機能等の維持・早期再開

6 ライフライン、交通等の早期復旧

(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止	○ライフラインの防災対策の推進 ○エネルギー供給の多様化 ○水資源の確保や節水型社会づくりの推進 ○污水处理施設等の防災対策の推進 ○緊急輸送道路の災害対応力の強化、代替ルートの確保
-----	-------------------------	---

7 二次災害・複合災害の抑制

(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生	○住宅密集地での延焼防止対策 ○建物倒壊等による交通麻痺対策 ○ため池等の防災対策
(2)	有害物質の拡散・流出	○有害物質の拡散・流出対策 ○原子力防災対策の充実強化
(3)	農地、森林等の荒廃	○農地や農業用施設等の適切な保全管理 ○森林が有する多面的機能の維持

8 強靱な姿で復興する条件の整備

(1)	災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	○災害廃棄物処理体制の充実 ○廃棄物処理関係団体等との連携
(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ	○復旧・復興を担う人材等の確保 ○地域コミュニティの活性化 ○文化財の防災対策
(3)	生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ	○生活支援体制の整備 ○復興方針の策定体制の整備 ○風評被害の防止

第4章 脆弱性評価及び推進方策

1 最大限の人命保護

1- (1) 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

① 住宅・建築物等の耐震化（総務課、ふるさと創生課、建設環境課、町民課、保健福祉課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 本町では、住宅の耐震化率は著しく低い状況で、南海トラフ巨大地震の際の揺れによる全・半壊棟数は約2,600棟（全戸数の約4割）と想定されています。
- 木造建築物耐震診断事業や木造建築物耐震改修事業、同（派遣方式）を推進していますが、建物の耐震化の一層の促進をはじめ、家具の固定や窓ガラスの飛散防止など、建物全体の安全対策を進める必要があります。

なお、町庁舎は耐震性の不足、老朽化等のため、新庁舎の建設を進めているところです。

【強靱化の推進方針】

- 木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業の推進、木造住宅耐震診断技術者派遣制度、耐震シェルター設置補助を促進するとともに、家具等の転倒防止や窓ガラスの飛散防止など住まいの地震対策についての情報提供を推進します。
- 県リフォーム融資紹介事業及びリフォーム相談・情報提供サービスの周知に努めるとともに、リフォーム融資や税制優遇等の情報提供を推進します。
- 新庁舎の建設を進めるとともに、避難所や防災拠点となる公共性の高い施設は優先的に耐震診断・改修を実施し長寿命化対策と併せ、天井など非構造部材の耐震対策を推進します。

② 空き家対策（ふるさと創生課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 本町の空き家は166戸（平成29年度空家等実態調査）、そのうち損傷が激しく倒壊の恐れのある不良空家が20戸程度あります。老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時に、倒壊して避難路の閉塞や火災延焼の原因となるおそれがあるため、空家等対策計画により空き家の除去等対策を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 危険な状態の特定空家は、老朽危険空家除却事業により除去を促進します。
- 空き家が環境や安全面等で問題となっている地域については、空家等対策協議会を開催するとともに、空家バンクの取組みによる利活用を推進します。

③ 電柱・ブロック塀等に対する対策（建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化やブロック塀等の耐震化を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化に取り組むとともに、ブロック塀等の耐震化を促進し、安全対策を進めます。

④ 火災対策（防災安全課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 地震発生時等における市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消や火災延焼を防止するため、道路拡幅等を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要があります。
- 町内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防体制・装備、水利の充実を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 市街地の火災延焼を防止するため、延焼遮断帯の確保、狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、道路拡幅等を推進することにより、安全な市街地の形成を図ります。
- 同時多発する地震火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を着実に進めます。

⑤ 災害対応能力の向上（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 警察や消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要があります。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要があります。
- 「愛媛県消防団広域相互応援協定」を踏まえた消防団合同訓練（南予ブロック内）に参加するなど消防団の広域協力体制の構築を促す必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 警察や消防など災害対応機関の装備資機材の充実を要請するとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させます。
- 自主防災組織の活性化に努めるとともに、防災士の一層の養成と地域防災リーダー

の育成に積極的に取り組めます。

- 「愛媛県消防団広域相互応援協定」を踏まえた消防団合同訓練など消防団の広域協力体制の構築を進めます。

⑥ 南海トラフ地震臨時情報への対応（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 県では、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」の対応方針を策定（令和元年10月）しており、本町においても指針を策定し、町民に周知して事前対応の強化を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」に伴う対応方針の策定、対応策を充実するとともに、町民に周知し、事前防災を促します。

【KPI】

KPI	現状	目標
町営住宅の耐震化率【建設環境課】	約 47.6%	約 50% (令和 6 年度)
木造住宅耐震診断件数【建設環境課】	30 件／年（R2 予算）	35 件／年 (令和 6 年度)
木造住宅耐震改修件数【建設環境課】	5 件／年（R2 予算）	8 件／年 (令和 6 年度)
民間木造住宅耐震シェルター設置件数【建設環境課】	3 件／年（R2 予算）	5 件／年 (令和 6 年度)
本庁舎の耐震化率【総務課】	2 棟 うち、耐震構造建物 1 棟 耐震化率 50%	耐震化率 100% (令和 4 年度)
診療所・福祉施設等の耐震化率【保健福祉課】	診療所 4 箇所 うち、耐震基準施設 2 箇所 福祉施設等 35 箇所 うち、耐震基準施設 31 箇所 耐震化率 84.6%	現状の耐震化率を維持 (令和 6 年度)
特定空き家除去件数【建設環境課】	5 棟（R2 予算）	8 棟 (令和 6 年度)
ブロック塀等の除去件数【建設環境課】	民間住宅等 5 件（R2 予算）	民間住宅等 6 件 (令和 6 年度)
条例で定める消防団員の定数に対する実団員数の割合【防災安全課】	157 人／200 人 78.5%	75.0%／年 以上を維持 (令和 6 年度)
県内応援に係る訓練回数（消防団を含む）【防災安全課】	1 回／年	1 回／年 以上を維持 (令和 6 年度)
防災士連絡協議会に加入する防災士の数【防災安全課】	19 人	24 人 (令和 6 年度)

1－(2) 風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 河川堤防等治水施設の整備、管理（農林振興課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 本町は台風等の豪雨による浸水、土崩による災害が度々発生しており、特に平成 30 年 7 月豪雨では大きな被害となりました。大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門等の治水施設の整備をはじめ、大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要があります。
- 水門や樋門、護岸等の河川構造物については、出水期等定期的に点検やパトロール等を行っていますが、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を進める必要があります。
- 施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 国や県等と連携して、大規模水害・浸水に備え、広見川など被害が想定される河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を着実に推進します。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、愛媛県河川堤防等点検マニュアルに基づき定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、町橋梁長寿命化修繕計画の推進なども含め長寿命化対策を計画的に進めます。
- 施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や社会状況の変化に対応しつつ「減災」を基本として、自然環境に配慮した多様な整備手法の導入等に取り組めます。

② 防災ハザードマップの作成、情報提供等の実施（防災安全課、町民課、保健福祉課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 想定最大規模降雨の際の渡川水系広見川洪水浸水想定区域が指定（令和 2 年 6 月 5 日）されており、当該防災ハザードマップを作成・周知する必要があります。
- 土砂災害警戒区域を記載した防災ハザードマップを作成していますが、新たに指定された区域を含む周知が必要です。
- 土砂災害警戒情報の緊急速報メールによる配信及び土砂災害危険度情報の愛媛県防災メールによる配信が開始（令和 2 年 5 月 26 日）されましたが、適切な避難行動につなげるため学習、訓練等により地域防災力を向上させる必要があります。
- 町では、災害情報などを防災行政無線と町ホームページ、緊急速報メールでも配信していますが、近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、迅速かつ的確に防災情報を提

供する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 渡川水系広見川洪水浸水想定区域の指定に伴う洪水ハザードマップ、土砂災害警戒区域を網羅したハザードマップの作成、ため池ハザードマップの作成、県水害リスクマップや地形分類図による災害可能性等の周知を行います。また、公民館等への災害危険箇所を明記した屋外看板を整備します。
- 土砂災害警戒情報の緊急速報メール、町防災行政無線、町ホームページによる配信などを周知するとともに、適切な避難行動につなげるSNS等の多様な情報伝達手段を整備します。
- 近年の災害特性や避難状況等を踏まえ、避難勧告等に関するガイドライン（平成30年末公表）」により、避難のタイミング等の検討、安全な避難体制の確立を進めます。
- 浸水害や土砂災害の危険性のある社会福祉施設等の避難計画の策定・更新を促すとともに避難行動要支援者名簿及び個別計画（避難計画）を更新し、避難支援体制の強化を図ります。
- 建築物等の新築、建替え等に際し、土砂災害危険区域及び浸水想定区域等について、ハザードマップ等を確認し、浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう努めます。
- 国、県、関係機関等で構成する、南予地方局建設部「大規模氾濫に関する減災対策協議会」の「大規模氾濫に備える地域の取組方針」に基づき、河川の氾濫から“逃げ遅れゼロ”の実現を目指し、円滑・迅速な避難行動のための取組や洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための取組を進めます。

③ 土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定の推進（防災安全課、農林振興課、建設環境課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 台風などにより、土石流やがけ崩れ、地すべりによる被害が発生しており、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、通常砂防事業、砂防えん堤の整備等を実施していますが、引き続き土石流対策、地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策を進める必要があります。また、砂防関係施設について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に推進する必要があります。
- 愛媛県砂防ボランティア協会主催の「砂防学習会」や愛媛県の「砂防現場見学会」等が実施されていますが、町民全体の土砂災害に関する教育や意識啓発を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進します。また、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施

設の老朽化対策を計画的に推進します。

- 想定規模以上の土砂災害（深層崩壊、土砂ダム等）の発生については、国、県や関係機関と連携し、対策等について検討します。
- 砂防学習会等の開催や防災行動計画の作成を促すなど、土砂災害等に関する教育や意識啓発を図ります。

④ 農林業保全施設等の整備（農林振興課）

【脆弱性の評価】

- 耕作放棄地が増大し、荒廃による治水・砂防機能の低下など問題があり、農地の保全管理を促進する必要があります。
- ため池等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を推進する必要があります。
- 農地地すべり防止区域内や林野地すべり防止区域内において、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める必要があります。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備など山地災害防止対策を着実に進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 地域の実情に即した頭首工・用排水路などの用排水施設、ほ場整備、農村環境整備、県単独土地改良事業など、農地保全整備の事業を推進します。
- 農用地又は農業用施設の災害発生防止などのため、必要なため池の改修及び地すべり危険箇所への対策を促進します。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備など山地災害防止対策を着実に進めます。また、自然と共生した多様な森林づくりや森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や森林環境教育を推進します。

【KPI】

KPI	現状	目標
土砂災害対策により保全される人家戸数【建設環境課】	258 戸／552 戸	288 戸 (令和 6 年度)
地区防災計画の策定【防災安全課】	0 件	1 件 (令和 6 年度)
要配慮者利用施設における避難計画の策定率【町民課・保健福祉課・教育課】	要配慮者利用施設 7 件 うち、避難計画策定施設 0 件 避難計画策定率 0 %	100% (令和 6 年度)
避難行動要支援者個別計画の策定率・数(対象者／人口)【防災安全課・保健福祉課】	12.6%(480 人)	15.0%(570 人) (令和 6 年度)
自主防災会が主体となった訓練回数【防災安全課】	1 回／年	3 回／年 (令和 6 年度)
防災重点ため池ハザードマップ作成箇所数【農林振興課】	8 箇所	38 箇所 (令和 6 年度)
林道橋梁修繕箇所数【農林振興課】	0 箇所	1 箇所 (令和 6 年度)

2 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保

2- (1) 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 応急給水・燃料供給体制の整備、非常用備蓄の促進（総務課、防災安全課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 本町の水道供給施設は重要度に応じた施設改良を進めていますが、大規模災害による断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策、応急給水体制や応急復旧体制の構築に努める必要があります。
- 本町では、食料や飲料水等の備蓄を行っていますが、家庭や自主防災組織の備蓄の促進、事業者との協定締結を進める必要があります。
- 大規模停電時に備えた防災拠点施設の自家発電装置の整備やガソリン・L P ガスなど燃料供給体制の整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害発生時にも対応できる水道供給体制として、上水道施設の適正な維持・管理、老朽施設の改良や上水道施設の耐震化をはじめ、給水タンクや応急復旧用資機材の整備、復旧応援体制の強化などを進めます。また、地下水や山水など多様な水源利用の検討を進めます。
- 町による備蓄をはじめ、各家庭・各自主防災組織での食料備蓄（7日間程度（うち3日分は非常持出用））、事業者との応援協定締結による流通備蓄を促進します。
- 大規模停電時に備え庁舎の自家発電装置の点検・整備、その他の防災拠点施設の発電機の備え付けやガソリン・L P ガスなど燃料確保のため、燃料供給業者との協定締結など燃料供給体制の整備を図ります。

② 救援物資受入体制の整備（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 町内のみでは必要量の物資が確保できない場合に備え、県等の緊急援護物資の供給が得られるよう、供給要請方法を把握しておくとともに、近隣自治体への応援要請方法も把握しておく必要があります。
- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換等を行うなど、連携体制の維持・強化を図る必要があります。
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資輸送について、物流業者との協定締結など物流運営体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 町外から支援物資を受け入れる防災拠点（物資拠点）の整備に努めるとともに、物

資の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」「愛媛県救援物資供給マニュアル」に沿い受援計画を策定します。

- 災害種別、被害規模、発災季節等の異なるあらゆる災害に対応できるよう、既存の防災拠点（物資拠点）を補完する候補施設を選定し、受入体制の拡充を図ります。
- 森の国ドームを緊急物資備蓄の拠点、災害救助隊や支援物資等輸送の活動拠点として有効活用を図ります。

③ 緊急輸送道路などの災害対応力の強化（建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするための松野東バイパスや国道 381 号の拡幅など基幹道路等について整備を進めてきましたが、補完する町道整備等も含め引き続き防災対策を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 緊急輸送道路などの基幹道路等については、国道、県道等の整備を要望するとともに、避難路など補完する町道整備等も含め引き続き防災対策を推進します。また、町公共施設等総合管理計画などに基づき老朽化対策や防災対策を進め、強靱化を促進します。
- 整備にあたっては、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用します。

【KPI】

KPI	現状	目標
重要給水施設への管路の耐震適合率【建設環境課】	総延長 14,600m うち、耐震適合 5,090m 適合率 34.9%	60% (令和 6 年度)
民間団体との災害時協定締結数【防災安全課】	9 件	11 件 (令和 6 年度)

2－(2) 長期にわたる孤立地域の発生

① 孤立集落対策の実施（防災安全課、農林振興課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 町内には、数多くの集落があり、大規模地震の発生、浸水、暴風、土砂災害、大雪などで幹線道路や集落への道路が閉塞し、孤立する集落が発生する可能性があります。
- 農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備、孤立を迅速に解消する道路の早期啓開体制を整備する必要があります。
- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の分散備蓄を進める必要があります。
- 地域の住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどの周知を図るとともに、孤立状況が長期化した場合、集団避難の勧告・指示の実施について検討する必要があります。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行う県消防防災ヘリコプターの活用、ヘリコプター離着陸場の整備を促進する必要があります。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、関係機関や住民が参加する訓練を実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から指定避難所への避難路等の整備を進めます。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、「愛媛県道路啓開計画」を踏まえつつ、道路の早期啓開体制を整備します。また、町内の建設資機材の状況等を把握し、有事の際の円滑な実施に向けた体制の検討を行います。
- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など通信手段、地理空間情報の整備をはじめ、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の分散備蓄を進めます。
- 必要量の食料、飲料水の備蓄、井戸水や山水の活用、携帯ラジオ等の備えなどの周知を図るとともに、孤立状況が長期化した場合の集団避難の実施について、県等関係機関と検討します。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、県消防防災ヘリコプターの活用を図るとともに、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保、ヘリサインの整備を促進します。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援などの必要な取組を進めるとともに、関係機関や住民が参加する訓練を実施します。
- 豪雪災害防災活動として地域の特性、孤立地区の発生個所等の把握に努めるとともに

に、除雪用機械の配置、資機材の備蓄など除雪活動における体制の確立を図ります。

【KPI】

KPI	現状	目標
道路啓開訓練回数【建設環境課】	0 回／年	1 回／年 (令和 6 年度)
赤バイ隊員数(経験者を含む) 【防災安全課】	6 名	9 名 (令和 6 年度)
孤立する可能性がある集落の通信手段を整備している割合【防災安全課】	孤立する可能性がある集落 18 地区 うち、通信手段保有 0 地区 通信手段整備率 0 %	100% (令和 6 年度)
除雪活動における所要の体制の確立【建設環境課】	—	対応マニュアル作成 観測地点の設定・ 情報収集体制整備 (令和 6 年度)

2－(3) 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

① 救助・救急機関等との連携の強化（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防等との連携を強化し、災害対処能力の向上を図ります。
- 全国から派遣される自衛隊、警察、消防等の救助機関等を受け入れる際の拠点（進出・活動拠点）の整備に努めるとともに、町の受援体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練に参加し、災害対処能力の向上を図ります。
- 全国から派遣される自衛隊、警察、消防等の救助機関等を受け入れる際の拠点（進出・活動拠点）の整備に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」に沿った町の受援計画を策定します。

② 消防機関の災害対策用資機材や情報通信基盤の充実（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 消防機関の施設耐震化、装備資機材、情報通信基盤の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要があります。
- 隣接する消防本部や消防広域相互応援協定等を踏まえた広域協力体制の一層の促進、愛媛県消防団広域相互応援協定を踏まえた消防団合同訓練の実施が必要です。
- 消防団については、3分団9部の体制となっていますが、地域によっては団員確保が困難な状況が続いていることから、加入の働き掛けの強化、装備資機材の充実を図る必要があります。
- 大規模災害時の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、自主防災組織の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の養成など地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 消防機関の施設耐震化、装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させます。
- 消防広域相互応援協定等を踏まえた広域協力体制の一層の促進、愛媛県消防団広域相互応援協定を踏まえた消防団合同訓練を実施します。
- 宇和島地区広域事務組合消防本部・鬼北消防署等との協力体制強化等を図るほか、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図ります。
- 消防団への加入の働き掛けの強化、施設・装備資機材の充実を図ります。

- 自主防災組織の活性化に努めるとともに、防災士の一層の養成など地域防災リーダーの育成に積極的に取り組めます。

【KPI】

KPI	現状	目標
県内応援に係る訓練回数(消防団を含む)(再掲)【防災安全課】	1 回／年	1 回／年 以上を維持 (令和 6 年度)
条例で定める消防団員の定数に対する実団員数の割合(再掲)【防災安全課】	157 人／200 人 78.5%	75.0%／年 以上を維持 (令和 6 年度)
防災士連絡協議会に加入する防災士の数(再掲)【防災安全課】	19 人	24 人 (令和 6 年度)

2－(4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

① 帰宅困難者等への対策（防災安全課、建設環境課、保健福祉課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 事業所等においては、被災して従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄を促す必要があります。
- 滞在場所となる公共施設、民間施設における受入スペース、備蓄倉庫など帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保していく必要があります。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と締結した県の応援協定に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する必要があります。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 事業所等に対し、従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、トイレ、毛布などの備蓄を促します。
- 滞在場所となる公共施設、民間施設における受入スペース、備蓄倉庫など、帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保していきます。
- 道の駅をはじめ、県の応援協定に基づき、協定店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備します。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、鉄道、道路等の早期復旧のための計画や体制を整備します。

② 観光客の帰宅困難対策（ふるさと創生課）

【脆弱性の評価】

- 本町には、滑床溪谷や水際のロッジ、奥内の棚田、虹の森公園・道の駅、森の国ファームなど観光地や施設があり、災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、観光施設、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進めます。
- 観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員等に対する防災教育の実施を促します。

【KPI】

KPI	現状	目標
宿泊、観光施設等での避難訓練・防災訓練回数 【ふるさと創生課】	0 回／年	1 回／年 以上 (令和 6 年度)

2－(5) 医療・保健・福祉機能の麻痺

① 医療機関の稼働対策や重傷者の広域搬送（保健福祉課、中央診療所、消防本部）

【脆弱性の評価】

- 中央診療所は、内科、外科、リハビリテーション、訪問診療、健診等、幅広く行っています。3つの出張診療所を含め医療機関の災害時のエネルギー供給や医薬品・医療資機材の供給・調達など稼働対策を強化していく必要があります。
- 災害拠点病院等への重症患者の広域搬送等を円滑に行う搬送手段の運用の検討、「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図り、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れを円滑に行う必要があります。
- 災害時に医療支援が必要な慢性疾患患者等に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等との連携の強化を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害に備え、中央診療所における災害医療活動に必要な資機材の整備・備蓄、自家発電稼働時間の延長等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働対策を進めます。
- 宇和島医師会との連携をはじめ、「愛媛県医療救護活動要領」に基づき、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開や災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れを円滑に行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用体制を強化します。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターヘリや県消防防災ヘリコプター等の効率的な運用等を進めます。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築します。
- 災害時に医療支援が必要な慢性疾患患者等に対して迅速な対応ができるよう支援体制の強化を図ります。

② 保健衛生活動や福祉支援体制の強化（防災安全課、町民課、保健福祉課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害に備え、保健・福祉施設等におけるサービスの継続に必要な食料、資機材等の整備・備蓄、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化、早期のサービス再開に向けた事業継続体制の整備が必要です。
- 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「災害時要配慮者支援チーム」の運用体制強化など災害時の福祉支援体制の強化が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害に備え、介護保険施設、児童・障害者施設等における利用者・入所者等の緊急保護をはじめ、サービスの継続に必要な食料、資機材等の整備・備蓄、自家発電稼働時間の延長等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働

働対策を進めます。

- 介護保険サービス、日常生活サービス、障害福祉サービス、保育サービスなどの早期のサービス再開に向け事業継続体制の整備を支援します。
- 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「災害時要配慮者支援チーム」の運用体制強化、災害時に不足する人材の確保に向けた県のマッチング制度の運用等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図ります。
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進めます。

【KPI】

KPI	現状		目標
要配慮者利用施設における避難計画の策定率(再掲)【町民課・保健福祉課・教育課】	要配慮者利用施設	7 件	100% (令和 6 年度)
	うち、避難計画策定施設	0 件	
	避難計画策定率	0 %	

2－(6) 被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生

① 避難所の運営体制の充実（防災安全課、ふるさと創生課、保健福祉課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入れについて、発災時にスムーズに対応できるよう避難所運営マニュアル（令和2年3月策定）の適宜見直しを行う必要があります。
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図ります。
- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所が確保されるよう追加指定を検討するとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により実施体制の充実を図ります。

② 感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備（総務課、保健福祉課、中央診療所）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時には、県と協力し消毒等の実施や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築します。
- 避難所における感染症予防マニュアルの作成や必要な備品の備蓄、資機材整備を進めます。

③ 広域火葬体制の構築（町民課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、遺体安置所となる施設確保の必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、町内で活用できる施設を遺体安置所として指定します。（主として松野町健康増進センターとし、南小学校・東小学校体育館については、移送困難な場合及び 30 人を超える遺体発生時に指定）

【KPI】

KPI	現状	目標
避難所運営訓練回数【ふるさと創生課】	0 回／年	1 回／年 (令和 6 年度)
福祉避難所数【防災安全課】	1 箇所	2 箇所 (令和 6 年度)
認知症サポーター数(累計延べ人数)【保健福祉課】	423 人	500 人 (令和 6 年度)
斎場火葬炉数【町民課】	宇和島地区広域事務組合広見斎場 火葬炉 3 基 (6 体／日) 鬼北町日吉斎場 火葬炉 1 基 (1 体／日)	現状維持 (令和 6 年度)
遺体安置所の指定【町民課】	旧松野南小学校体育館(50 人) 松野東小学校体育館(50 人)	松野町健康増進センター(30 人) 旧松野南小学校体育館(15 人) 松野東小学校体育館(15 人) (令和 6 年度)
	松野町コミュニティセンター(50 人) 松野町スポーツ交流センター(50 人) 吉野生交流促進センター(50 人) 松野中学校体育館(50 人)	※避難所指定あり。遺体安置所としての指定解除。 (令和 6 年度)

3 行政機能の確保

3- (1) 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

① 事業継続計画（BCP）の推進（総務課、防災安全課、保健福祉課）

【脆弱性の評価】

- 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の充実が必要です。
- 重要機関に対して、事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時の早期稼働を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 町業務継続計画（BCP）の更新、サプライチェーンの確保対策や防災体制の強化を進めるとともに、組織改定、関係事業者との連携強化などを踏まえ改定を行います。また愛媛県ICT分野の業務継続計画を踏まえICT分野のBCPの導入を検討します。
- 県等と協力し福祉施設等の事業継続計画（BCP）策定を促します。

② 災害対策本部の機能強化、災害対応力の強化（総務課、防災安全課、ふるさと創生課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 県地域防災計画の改定に合わせ、町地域防災計画を改定するとともに、避難所運営マニュアルなど各種マニュアルを作成し、防災体制の整備に努めていますが、更に体制強化を図る必要があります。
- 新庁舎の整備を進めるとともに、災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定し代替施設を適宜充実していく必要があります。
- 庁舎等における通信基盤や非常用電源、自家発電設備や燃料等ライフラインの確保・運用対策、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等に努める必要があります。
- 大規模災害時に、国や県、他市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、県災害情報システムを含む県防災通信システム等の活用や充実を図るとともに、情報基幹システムのクラウド化等を進める必要があります。
- 職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行うとともに、大規模災害を想定した職員の安否確認など初動体制の強化に取り組む必要があります。
- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 県地域防災計画の改定に合わせ、町地域防災計画を改定するとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなど各種マニュアルを作成・更新し、防災体制を強化します。

- 大規模災害時に災害対策の拠点となる庁舎の整備を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保・運用対策を進めます。また、必要な資機材の整備、職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、長期の浸水等により庁舎等が使用できない場合に備え、代替施設の充実に取り組みます。
- 大規模災害時に、国や県、他市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、県災害情報システムを含む県防災通信システム等の活用を図るとともに、町基幹システムのクラウド化やＡＩ等新技術の導入等を進めます。
- 職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や総合防災訓練、県・市町災害対策本部合同運営訓練などを継続して行うとともに、大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保など初動体制の強化に取り組みます。
- 職員が不足する場合を想定し、県、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進めます。

③ 通信・情報システムの充実（総務課、防災安全課、ふるさと創生課、農林振興課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、緊急速報メール等伝達手段の多様化、普及を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要があります。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え、衛星携帯電話等による情報伝達体制の確保、災害時のドローンの活用等を検討する必要があります。
- 避難所や庁舎等の防災拠点、町内各地において、災害時に必要な情報を入手できるよう、役場、保健センター等に公衆無線ＬＡＮを整備するとともに、Ｗｉ－Ｆｉスポットの整備を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、緊急速報メール、町ホームページ、防災アプリ等伝達手段の多様化を図ります。
- 避難所や庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線ＬＡＮを整備するとともに、「えひめＦｒｅｅ Ｗｉ－Ｆｉプロジェクト」によるＷｉ－Ｆｉスポットの整備を促進します。
- 災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、「愛媛県ＩＣＴ分野の業務継続計画」に基づき、被害を受けにくいシステム構成に改めるほか、初動における具体的手順を示したマニュアルを整備します。
- 大規模災害時に、国や市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、県防災通信システムや県災害情報システムを運用することにより、情報収集・

共有の強化を図ります。

- 防災行政無線、インターネット、衛星携帯電話やＳＮＳ情報等による災害情報の早期取得、現地状況を把握する赤バイ隊やドローンの運用、高性能精密気象観測装置やリアルタイムカメラ等の設置に取り組みます。
- 森林管理署、河川国道事務所など関係機関との連携による被災状況調査、建設・運輸等の事業者との緊急連絡体制の整備を促進します。

【KPI】

KPI	現状	目標
災害時重要施策ＢＣＰ策定率 【総務課・防災安全課】	0件 0%	100% (令和6年度)
職員訓練回数【防災安全課】	1回／年	1回／年 以上を維持 (令和6年度)
県内応援に係る訓練回数(消防団を含む)(再掲)【防災安全課】	1回／年	1回／年 以上を維持 (令和6年度)
自主防災会が主体となった訓練回数(再掲)【防災安全課】	1回／年	3回／年 (令和6年度)
Ｗｉ－Ｆｉスポット数【ふるさと創生課】	5箇所	8箇所 (令和6年度)
赤バイ隊員数(経験者を含む)(再掲)【防災安全課】	6名	9名 (令和6年度)

4 情報通信・情報サービスの確保

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

① 防災拠点施設等における停電対策（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備する必要があります。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、町はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、事業者との連携により燃料を確保します。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、町、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む。）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進めます。

② 通信事業者との連携強化（総務課、防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める必要があります。
- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努めます。

【KPI】

KPI	現状	目標
事業者の事業継続計画（BCP）策定支援数【防災安全課】	4件（過去累計）	1件／年 （令和6年度）

4－(2) 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ

① 災害関連情報の伝達手段の多様化（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 町防災行政無線や町ホームページ等をはじめ、気象庁の緊急地震速報や特別警報、県の土砂災害警戒情報、緊急速報メールによるプッシュ型配信がありますが、受信方法などについてすべての住民に周知する必要があります。また、広報車、自主防災組織等を通じた戸別訪問などを行っていますが、情報伝達手段の多様化、確実性を高める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 町防災行政無線、SNS等を利用した自主防災組織等の災害情報伝達訓練、防災学習会等での情報ツール利用の普及などを行います。
- 「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づき、多言語化や視覚化、翻訳、障がいのある人に便利なアプリや機器の導入など、要配慮者に対応した災害情報の提供を進めます。

② 防災・減災意識の向上等（防災安全課、町民課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 一人ひとりが自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害に対応する気運を醸成する必要があります。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、町民一人ひとりが、生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるよう、防災・減災意識の高揚に努める必要があります。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めることが必要です。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練など町民を対象とした実働的な訓練を推進します。
- ホームページや広報誌、学習会など、あらゆる機会を通じて、ハザードマップ、地形分類図など地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を継続して行い、町民の防災・減災意識の高揚に努めます。
- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域と連携した防災力の向上を推進します。
- 自主防災組織活動の活性化や防災士等の地域防災リーダーの育成、資機材整備に積

極的に取り組むとともに、消防団や関係機関と連携した訓練を実施するなど、地域防災力の向上を図ります。

- 学校（避難所）を拠点とした防災活動の展開を図るとともに、想定される被害や危険等を予測し、安全な避難や避難所運営などの災害対応要領等を定める地区防災計画の策定を促します。

③ 適切な避難行動の呼びかけ（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 大規模な水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合、適切に避難指示（緊急）や避難勧告等を発令する必要があります。また、確実に住民に伝達できる手段の確保などが必要です。
- 台風による大規模風水害など事前に予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、個々人や地域での防災行動計画の作成・普及が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 大規模な水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず適切に避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行います。
- 「５段階」の警戒レベル及び、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）などの避難のタイミング・方法に関する情報、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所などの避難先に関する情報を分かりやすく周知します。
- 発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、町、防災関係機関はもとより、町民、自主防災組織や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した防災行動計画の作成を支援します。

④ 災害時要支援者対策（防災安全課、町民課、保健福祉課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 本町では、高齢化率も高い状況にあり、高齢者、障がい者など、特に配慮を要する在宅要配慮者の避難を支援できるよう共助・公助による避難支援体制の整備が必要です。
- 介護保険施設、障害者施設などの福祉施設の入所者、通所者の避難支援体制の整備が必要です。また、保育園、小中学校等の各施設における園児、児童、生徒の保護、避難支援体制の整備が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 高齢者、障がい者などの、特に配慮を要する「要配慮者」の迅速な避難を支援でき

るよう、避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新を行うとともに、民生委員、自主防災組織、ボランティア、消防団などと協力し地域における避難支援体制を整備します。

- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整えます。また、防災に関するパンフレット等は優しい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布を行います。
- 園児、児童、生徒が在校（園）時に災害が発生した場合を想定し、避難計画を作成・見直すとともに、園児、児童、生徒の一時保護や引き取り、通学路の安全性等の把握などができるよう体制の整備を図ります。
- 浸水や土砂災害が想定される区域内にある要配慮者利用施設の避難計画の作成を支援するとともに、計画に基づく訓練実施を促します。また、緊急時・夜間の避難支援体制を強化するとともに、社会福祉施設等入所者の町外への広域避難対策について支援、助言を行います。

【KPI】

KPI	現状	目標
自主防災会が主体となった訓練回数(再掲)【防災安全課】	1回／年	3回／年 (令和6年度)
避難行動要支援者個別計画の策定率・数(対象者／人口)(再掲)【防災安全課・保健福祉課】	12.6%(480人)	15.0%(570人) (令和6年度)
福祉避難所数(再掲)【防災安全課】	1箇所	2箇所 (令和6年度)
メール配信体制を整備している 保育園・小中学校の割合【町民課・教育課】	保育園 1箇所 整備済 0箇所 小学校 2校 整備済 2校 中学校 1校 整備済 1校 整備率 75%	整備率 100% (令和6年度)
要配慮者利用施設における避難計画の策定率(再掲)【町民課・保健福祉課・教育課】	要配慮者利用施設 7件 うち、避難計画策定施設 0件 避難計画策定率 0%	100% (令和6年度)

5 経済活動の機能維持

5-(1) サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下

① 事業者の事業継続計画（BCP）策定支援（防災安全課、ふるさと創生課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 本町では、建設業BCPを策定している事業者等があるほかは、事業継続計画（BCP）の策定は進んでいません。小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、大規模災害発生時における事業継続を確保する事業継続計画（BCP）の策定を促す必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、町も商工会と協力し、スタートアップ型の簡易な事業者にも事業継続計画（BCP）策定を促すなど、積極的に支援を行います。
- 農林業や観光等における事業継続のため、㈱まちづくり松野など指定管理者における防災対策を促進します。

② 事業活動の再開に向けた支援体制の整備（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるとともに、燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、特に燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進めます。

【KPI】

KPI	現状	目標
事業者の事業継続計画（BCP）策定支援数（再掲）【防災安全課・ふるさと創生課・建設環境課】	4件（過去累計）	1件／年 （令和6年度）
民間団体との災害時協定締結数（再掲）【防災安全課】	9件	11件 （令和6年度）

5－(2) 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

① 食料等の供給体制の確保（防災安全課、農林振興課）

【脆弱性の評価】

- 本町では生活協同組合コープえひめ、四国コカ・コーラボトリング㈱等と災害時における物資供給の応援協定を締結し協力を得る体制を整備していますが、食料等の安定供給を図るため事業者等と連携した取組が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、JAえひめ南松野支所等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めます。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（BCP）の策定を検討します。

② 物流機能等の維持・早期再開（防災安全課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう取組を推進する必要があります。
- 本町では(社)愛媛県建設業協会宇和島地方支部鬼北分会や愛媛県電気工事工業組合宇和島支部と災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、緊急人命救助及び道路通行確保のための障害物の除去作業や人員及び物資の緊急輸送等の協力を得る体制を確保していますが、さらに町内建設事業者等と連携を密にし、道路啓開体制を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進します。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備します。

【KPI】

KPI	現状	目標
民間団体との災害時協定締結数（再掲）【防災安全課】	9 件	11 件 （令和 6 年度）
道路啓開訓練回数（再掲）【建設環境課】	0 回／年	1 回／年 （令和 6 年度）

6 ライフライン、交通等の早期復旧

6- (1) ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止

① ライフラインの防災対策の推進（防災安全課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害による電力、L P ガス、上水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、ライフライン事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等の促進、復旧体制の充実を図る必要があります。
- 長期に及ぶ避難に必要なL P ガスボンベの供給や避難所での炊き出し用資材の貸出しなどの事業者等から協力を得る体制が必要です。
- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 電力、L P ガス、上水道、通信、J Rなどの各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築します。また、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図ります。
- 迅速な復旧・復興のため、各ライフライン事業者は平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど、連携体制を強化します。

② エネルギー供給の多様化（建設環境課）

【脆弱性の評価】

- エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 地域エネルギーの地産地消の仕組みづくり、太陽光発電・風力発電、燃料電池システム、リチウムイオン蓄電池システムの促進、木質バイオマス利用など、再生可能エネルギー活用を推進します。

③ 水資源の確保や節水型社会づくりの推進（農林振興課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 水道事業は、各給水区域の人口動態を考慮し、水需要に十分対応しうる水源の確保と災害発生時にも対応できる安定した供給体制の整備、併せて水資源の大切さや節水方法などの啓発活動が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進めます。
- 水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用等に関する情報提供等を通じ、町民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及、山水の活用などにより、節水型社会づくりを推進します。

④ 汚水処理施設等の防災対策の推進（建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 四万十川の上流部に位置する本町は、生活用水などによる水質汚濁に対し、水質保全を継続していくため、今後も合併浄化槽の普及を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進します。

⑤ 緊急輸送道路の災害対応力の強化、代替ルート確保（農林振興課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や迂回路のない路線等における整備、防災対策を推進するとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要があります。
- トンネル内ラジオ再放送施設、道路ライブカメラの設置により、災害時における避難誘導の支援、最新の道路状況を提供する必要があります。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、国・県と協力し緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等防災や無電柱化等の防災対策を推進します。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進めます。
- 「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていきます。
- 国・県と連携しトンネル内ラジオ再放送施設等の整備を通じ、災害時における避難

誘導の支援を行うとともに、主要道路に道路ライブカメラを設置することにより、災害時に最新の道路状況を提供します。また、道路情報提供装置の通信回線の多重化を進めます。

- 橋梁やトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施します。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進めます。

【KPI】

KPI	現状	目標
事業者の事業継続計画（BCP）策定支援数（再掲）【防災安全課・建設環境課】	4件（過去累計）	1件／年 （令和6年度）
合併浄化槽普及率【建設環境課】	汚水処理人口普及率 48.8%	— （令和6年度）
町営住宅の耐震化率（再掲）【建設環境課】	約 47.6%	約 50% （令和6年度）
木造住宅耐震診断件数（再掲）【建設環境課】	30件／年（R2 予算）	35件／年 （令和6年度）
木造住宅耐震改修件数（再掲）【建設環境課】	5件／年（R2 予算）	8件／年 （令和6年度）
ブロック塀等の除去件数（再掲）【建設環境課】	民間住宅等 5件（R2 予算）	民間住宅等 6件 （令和6年度）
特定空き家除去件数（再掲）【建設環境課】	5棟（R2 予算）	8棟 （令和6年度）

7 二次災害・複合災害の抑制

7-1 複合災害等の大規模な二次災害の発生

① 住宅密集地での延焼防止対策（防災安全課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 中心市街地では、延焼火災の発生が予想されることから、燃えにくい建物への転換、適切な土地利用を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、木造住宅が密集している区域において街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図ります。
- 町内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を、着実に進めます。
- 地震によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促します。

② 建物倒壊等による交通麻痺対策（総務課、防災安全課、建設環境課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 緊急輸送道路等の閉塞を防止するため、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、指導等を行う必要があります。
- 発災後、緊急車両等の通行経路を確保する広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行います。
- 災害時には、民間の走行軌跡情報（プローブデータ）等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努めます。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保する広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努めます。

③ ため池等の防災対策（農林振興課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 河川管理施設等の耐震化など防災対策を進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要があります。

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、耐震化等の防災対策を図るとともに、ため池ハザードマップを作成する必要があります。
- 大規模地震等による深層崩壊等が発生し、天然ダム等が形成される危険があり、二次災害の発生を防止する避難情報を提供する体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備します。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、耐震化等の防災対策を図るとともに、決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載した、ため池ハザードマップを作成します。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備します。

【KPI】

KPI	現状	目標
条例で定める消防団員の定数に対する実団員数の割合（再掲） 【防災安全課】	157人／200人 78.5%	75.0％／年 以上を維持 （令和6年度）
緊急通行車両事前届出数【総務課・建設環境課・教育課】	0台	6台 （令和6年度）
ため池等点検回数【農林振興課】	1回／年	2回／年 （令和6年度）

7－(2) 有害物質の拡散・流出

① 有害物質の拡散・流出対策（防災安全課、建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努める必要があります。
- 県や消防本部は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施について指導していきます。
- 県や消防本部は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかけます。

② 原子力防災対策の充実強化（防災安全課）

【脆弱性の評価】

- 本町は伊方発電所の 30km 圏外にあり、原子力災害対策重点区域の宇和島市等からの避難者の受入地域（愛媛県広域避難計画）となっており、原子力災害発生時の受入計画を策定し、受入態勢を整える必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 原子力発電所の安全対策と並行し、万が一の事故に備え、県の地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を踏まえた受入計画を策定するほか、国・県の訓練や計画の改定を反映するなど継続的な改善を重ねることにより、原子力防災対策の充実強化を図ります。

【KPI】

KPI	現状	目標
危険物保管・取扱い施設等の所在図の整備【防災安全課】	未作成	作成 (令和 6 年度)

7－(3) 農地、森林等の荒廃

① 農地や農業用施設等の適切な保全管理（農林振興課）

【脆弱性の評価】

- 農業基盤整備は、単に農業経営の安定だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能維持につながるため、地形的な制約のある地域においては、現状を考慮しながら整備の検討を行う必要があります。
- 農地や農業水利施設、ため池等について、施設等の適切な保全管理や防災・復旧活動等の体制整備を推進するとともに、農地の保全管理事業を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進します。また、環境・生態系の保全、景観形成、文化伝承など、多面的機能の保全を図ります。
- 棚田地域などの小規模の農地は、県単独土地改良事業などにより、保全管理を促進します。

② 森林が有する多面的機能の維持（農林振興課）

【脆弱性の評価】

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な森林整備や効果的な山地防災対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持する森林整備や地すべり防止事業、治山事業など、効果的な山地防災対策を着実に進めます。

【KPI】

KPI	現状	目標
ため池等点検回数(再掲)【農林振興課】	1回／年	2回／年 (令和6年度)
多面的機能支払交付金活動面積【農林振興課】	18,953a	20,000a 【令和6年度】

8 強靱な姿で復興する条件の整備

8- (1) 災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

① 災害廃棄物処理体制の充実（建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 町災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）に基づき、町における災害廃棄物処理体制の構築に取り組むとともに、ブロック別災害廃棄物協議会での協力を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 県・町の災害廃棄物処理計画に基づき、町における災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、宇和島地区広域事務組合等と連携し災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する職員のスキルアップを図ります。また、仮置き場の確保を図ります。
- 県、市町、関係団体（（一社）えひめ産業資源循環協会及び（一社）愛媛県建設業協会）で構成されるブロック別災害廃棄物協議会により、災害廃棄物処理の課題等について協議を行い、地域における災害廃棄物処理体制の構築を図ります。

② 廃棄物処理関係団体等との連携（建設環境課）

【脆弱性の評価】

- 県、市町、（一社）えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく具体的な協力の内容について継続的に協議を行うとともに、町内事業者及び広域協力体制の構築を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく具体的・実効性のある協力体制の構築を図ります。

【KPI】

KPI	現状	目標
災害時におけるごみ等に係る協定締結数【建設環境課】	1 件	1 件以上 (令和 6 年度)

8-(2) 人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ

① 復旧・復興を担う人材等の確保（総務課、防災安全課、建設環境課、町民課、保健福祉課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業BCPの策定を継続して促すことが必要です。
- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、県や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。
- 社会福祉協議会は災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業BCPの策定を継続して促すとともに、建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高めます。
- 町等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、県や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備します。
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備します。

② 地域コミュニティの活性化（防災安全課、ふるさと創生課）

【脆弱性の評価】

- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、防災訓練等を通じ、地域コミュニティの活性化を図ることが必要です。また、地域課題の解決に取り組むため、地域協働ネットワークの構築を支援する必要があります。
- 過疎集落においては、被災により住民が減少し、復興が困難となる可能性があることから、住民交流を支援する「小さな拠点」づくりを進めるとともに、地域の担い手など人材確保を促進します。

【強靱化の推進方針】

- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題の解決に取り組むため、地域の関係団体間での地域協働ネットワークの構築を支援し、災害時にも応用可能な、平時からの顔の見える関係づくりを推進します。
- 過疎集落においては、被災により住民が減少し、復興が困難となる可能性があること

から、住民交流を支援する「小さな拠点」づくりを進めるとともに、地域の担い手など人材確保のため、地域外からの移住を促進します。

③ 文化財の防災対策（ふるさと創生課、教育課）

【脆弱性の評価】

- 本町は、目黒山形関係資料や芝不器男の関係資料など国指定文化財、史跡や寺社、観光施設等を含め貴重な文化財があり、災害発生時における被災文化財の救出活動等を適切かつ迅速に行うため、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害発生時における被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ県や関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図ります。

【KPI】

KPI	現状	目標
事業者の事業継続計画（BCP）策定支援数（再掲）【防災安全課・建設環境課】	4件（過去累計）	1件／年 （令和6年度）
展示・収蔵方法、防災対策を見直した文化施設の割合【教育課】	0施設／3施設 0%	100% （令和6年度）
文化財目録等の作成割合【教育課】	100%	現状維持 （令和6年度）

8－(3) 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

① 生活支援体制の整備（各課）

【脆弱性の評価】

- 災害復旧・復興を迅速に取り組むため、避難所運営人材の育成をはじめ、仮設住宅用地の確保・整備、被災建築物応急危険度判定、応急仮設住宅の建設や民間借上げ、罹災証明書の速やかな交付、税の減免など様々な生活支援が必要となります。

【強靱化の推進方針】

- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努めます。
- 災害時に避難所や仮設住宅地等として活用を予定されている公園等について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進めます。
- 土地境界等を明確にし、災害後の円滑かつ早急な復旧復興を進めるため、地籍調査等を計画的に推進します。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、愛媛県土地家屋調査士会等との連携をはじめ、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進します。
- 民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進めます。また、空き家活用や宿泊施設の一時転用による住居確保の検討や住宅の応急修理に関する協定を締結します。
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備します。
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため県及び市町が共同で導入した被災者支援連携システムについて、連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築します。
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、個人事業税や不動産取得税など被災時の県税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）の広報、町による税の減免や補助・助成金を適切に実施する体制を整備します。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及を促進します。

② 復興方針の策定体制の整備（総務課、ふるさと創生課、各課）

【脆弱性の評価】

- 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取組など、事前復興まちづくりに関する取組に努める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取組を支援し、事前復興まちづくりに関する取組に努めます。

③ 風評被害の防止（ふるさと創生課、農林振興課）

【脆弱性の評価】

- 災害発生時における消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信します。

【KPI】

KPI	現状	目標
地籍調査実施率【町民課】	100% (昭和 54 年 3 月に国土調査完了。 分合筆等に伴う地籍図更新は毎年実施)	現状維持 (令和 6 年度)

第5章 重点プログラムの設定

1 プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の基本計画で設定された事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、本町の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定しました。この「重点化すべきプログラム」については、関連する施策の進捗状況を踏まえつつ、施策の具体化や高度化などを含め、特に取り組みの重点的推進に努めるものとします。

- 「起きてはならない最悪の事態」による本町での被害想定の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本町が担うべき役割の大きさを評価
- 当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

2 重点化すべきプログラムの一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	最大限の人命保護	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	(1)	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	長期にわたる孤立地域の発生
		(3)	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
3	行政機能の確保	(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	情報通信・情報サービスの確保	(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5	経済活動の機能維持	(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
6	ライフライン、交通等の早期復旧	(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止
7	二次災害・複合災害の抑制	(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生
8	強靱な姿で復興する条件の整備	(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ

第6章 計画の推進

1 本計画の進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとし、進捗状況の把握については総合計画や関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施します。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果を踏まえ、所管課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

本町だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

2 他の計画等の見直し

本計画は、本町の地域強靱化の観点から、総合戦略や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針であり、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

3 重点プログラムの推進

重点プログラムの推進にあたっては、行政のみの取組によって推進できるものだけでなく、町民及び企業等が連携しなければ推進できない施策も多くあります。このため、行政と町民及び企業が協働してプログラムの推進に取り組むこととします。

【 用語解説 】

あ)

○延焼遮断帯「P16)」

市街地の火災延焼を防ぐ道路や河川、鉄道、公園などの都市施設と、それらと近接する耐火建築物で構成する帯状の不燃空間

か)

○急傾斜地崩壊危険箇所「P10)」

地震や地面にしみこんだ水分で土の抵抗力が弱まることで斜面が突然崩れ落ちる『がけ崩れ』により被害が生じるおそれのある箇所

○原子力災害対策重点区域「P48)」

原発を中心としておおむね半径 30 キロメートルの区域

○広域災害救急医療情報システム（E M I S）「P30)」

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するシステム

さ)

○サーベイランス「P32)」

インフルエンザ等感染症の流行状況を把握すること

○災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）「P32)」

重大な健康危機が発生した際に、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織された支援チーム

○災害情報共有システム（Lアラート）「P35)」

災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤

○災害派遣医療チーム（D M A T）「P30)」

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

○災害派遣精神医療チーム（D P A T）「P30)」

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神

科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム

○災害ボランティアコーディネーター「51」

被災地などに作られる災害ボランティアセンターや生活拠点などで被災者の要望等を聴き取り、その情報をボランティア活動希望者に正確に伝え、被災者支援の活動に結びつける役割を果たす専門スタッフ

○サプライチェーン「P12、14、34、41、55」

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など、製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称

○山腹崩壊危険地区「P10」

雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地区

○事業継続計画（BCP）「P13、14、34、37、41、42、45、52」

企業等においては、災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合には、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、事業の継続・復旧を図るための計画

行政等においては、災害時に、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておく計画

○重要業績指標（KPI）「P17、21、23、25、27、29、31、33、35、37、40～42、44、47～50、52、54」

目的の達成度合いを測る定量的な指標

○全国瞬時警報システム（Jアラート）「P35」

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム

た)

○頭首工「P20」

河川から農業用水を取水する目的で設置する施設の総称

○道路啓開「P24、25、42、44、51」

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送等を行うための緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正等を行うことにより、救援ルートを開けること

○土砂災害警戒区域「P8、13、18、19」

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある

ると認められる区域

な)

○年超過確率 1/50「P8」

毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/50 (2%)

は)

○ハザードマップ「P13、18、19、21、38、47」

各地域における状況に合わせ地震や土砂災害、浸水等の自然災害による被害を予測し、避難等の情報を地図化したもの

○福祉避難所「P30、33、39、40」

高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所

○プッシュ型配信「P38」

受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組み

○プッシュ方式の輸送「P22」

被災した自治体からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する方法

○ホイスト「P24」

ヘリコプターが着陸できない場所において、ホバリング（空中での停止飛行）状態からヘリコプターと地上間の人員や物資を昇降する装置

○防災行動計画「P20、39」

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画

○防災士「P16、17、26、27、38」

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技術を修得したことを、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証した者

ら)

○流下能力「P8」

川が流すことのできる洪水の規模